

現在位置 [横浜市トップページ](#) > [子育て・教育](#) > [学校・教育](#) > [教育に関する施策・取組](#) > [特別な支援が必要なお子さんの教育](#) > [横浜市の特別支援教育](#) > 特別支援教育支援員を募集します

最終更新日 2024年3月27日

特別支援教育支援員を募集します

特別な支援を必要としている児童生徒の学習や生活の支援をしたい

「特別支援教育支援事業」はそうした思いをもつ皆さんを「特別支援教育支援員」として横浜市立の小・中・義務教育学校に配置する事業です。あなたも、学校スタッフの一員としてボランティア活動をしてみませんか。

■「特別支援教育支援員」とは、横浜市立の小・中・義務教育学校に在籍している特別な支援が必要な児童生徒に対して、校内及び校外活動において学習面や行動面の支援を行う有償ボランティアの方です。

特別支援教育支援員を募集している学校

[募集学校一覧（令和6年3月掲載）（PDF：224KB）](#)

特別支援教育支援員として活動したい方は、募集している学校に直接、お問い合わせください。学校と皆様の双方の条件が合致した場合、学校長と面談をしていただきます。

面談の結果、学校長が必要と認めた場合に、「特別支援教育支援員」として登録され、活動が開始されます。

お問合せから活動までの流れ

活動までの流れ

項目	内容
お問合せ	特別支援教育支援員を募集している学校の中で、支援員として活動が可能な学校に直接、お問い合わせください。
活動条件の確認	活動可能日・時間等について、学校と皆様の双方の条件が合致するか確認してください。
面談	活動条件が合致した場合は、学校長と面談していただきます。
登録	面談の結果、学校長が必要と認めた場合、当該学校の特別支援教育支援員として登録されます。
活動	学校長の指示に基づき、活動していただきます。

特別支援教育支援員の配置時間等

- 校内における学習支援や移動等の介助に対する特別支援教育支援員の配置期間は4月から翌年3月までです。
- 校内支援は、学校に対して活動時間数を決定しています。(学校により、活動時間数は異なります。)
- 校外学習(宿泊を伴わない)における特別支援教育支援員の配置期間は4月から翌年3月まで、児童生徒1人につき年間4回以内です。
- 校外学習(宿泊を必要とする自然教室等、ただし、個別支援学級宿泊学習は除きます。)、修学旅行(小学校6年、中学校3年)における特別支援教育支援員の配置期間は、4月から翌年3月まで、児童生徒1人につき年間1回です。

活動にあたっての留意点

- ボランティア活動中は学校長及び教員の指示に従ってください。
- 特別支援教育支援員の登録にあたり、特別支援教育支援員の活動を通じて知りえた事項について、守秘義務の遵守を誓約していただきます。
- 特別支援教育支援員は、ボランティア保険に加入します。加入手続きは教育委員会が行い、掛け金も教育委員会が負担します。
- ボランティアの活動の内容や時間により、次のとおり謝金及び交通費をお支払します。なお、支給明細書は発行しません。
- 謝金は乙欄適用の給与所得となりますので、毎年1月頃に給与所得の源泉徴収票を送付します。主たる勤務先で年末調整(再年調)を行うか、所得税の確定申告をしていただく必要があります。
- ボランティアとしての活動時間は、就職や資格取得のための職歴とはなりません。市立学校での勤務(任用)を希望する方には、教員採用試験や臨時的任用職員及び非常勤講師の登録をご検討ください。

謝金について(令和6年度の活動から適用)

謝金	<ul style="list-style-type: none">• 校内生活支援及び校外学習 《配置時間数》 1時間以下 1,000円 1時間超2時間以下 2,000円 2時間超3時間以下 3,000円 3時間超4時間以下 4,000円 4時間超5時間以下 5,000円 5時間超 6,000円• 修学旅行、宿泊学習 1日につき 8,000円(例:1泊2日 16,000円、2泊3日 24,000円)
実費負担分	<p>電車及びバス(1km以上の距離があるところ)の利用者に対し、次のとおり支給します。</p> <ul style="list-style-type: none">• 複数の経路がある場合や割引等が使用可能な場合は、金額を比較して最も合理的な経路かつ最も低廉な額を支給します。• 1日800円を上限として、実費を全額支給します。• 支援員が同一日に同一校において複数の児童生徒の支援を行う場合は、交通費の重複支給は行いません。

このページへのお問合せ

教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課
電話: 045-671-3958 ファクス: 045-663-1831
メールアドレス: ky-tokubetusien@city.yokohama.lg.jp

横浜市役所

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
法人番号: 3000020141003

開庁時間: 月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分まで
(祝日・休日・12月29日から1月3日を除く)
※一部の窓口では開庁時間が異なる場合があります

Copyright © City of Yokohama. All rights reserved.

出典: 横浜市 Web ページ

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tokubetusien/yokohamatokubetusien/tokubetushienin.html)

[kyoiku/kyoiku/sesaku/tokubetusien/yokohamatokubetusien/tokubetushienin.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tokubetusien/yokohamatokubetusien/tokubetushienin.html) から抜粋

ページID: 574-602-205

令和6年度 年長児の保護者の方へ

入学までの
流れ

就学に向けて



お子さんの様子で心配なことがあるときは…



園では、お友達とのトラブルが多いみたい。

発達に遅れがあるかも…。 落ち着きがなくて…。 集団活動が苦手そう。

身体面での心配があるのよね。 学校に楽しく通えるかなあ、学習面も心配…。

日常的に医療的ケアを必要としているの。

就学相談をお受けします（初回予約は9月まで）



- 特別な支援が必要なお子さんにとって、望ましい「学びの場」について、特別支援教育指導員が保護者と一緒に考えていきます。
- 6月から特別支援学級の見学、特別支援学校の体験が始まります。

秋からは入学に向けた手続きが始まります。

就学時健康診断

9月に案内が郵送されます。10～11月に各学校で行います。

就学通知

11月頃に「就学通知」が郵送されます。手続きがあります。

入学説明会

1～2月に各学校で行います。保護者のみの出席です。



4月 入学式

就学相談のご予約・お問合せ先



↑就学相談の詳細



↑WEBで相談申込


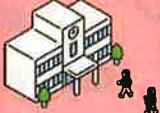



月-金 8:45-16:30

TEL029(883)1111 (代表)

つくば市 教育局 特別支援教育推進室 (市役所4階)

就学相談の流れ

※ 特別支援学級・特別支援学校へ就学する場合

項目	内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～
① 相談(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さんの様子について話し合う ・お子さんの様子観察 							
② 学校見学	<ul style="list-style-type: none"> ・学区の小学校見学 ・特別支援学校体験 (希望者) 							
<p>幼児観察 —— 幼稚園、保育所での生活の様子を指導員が観察します。</p>								
③ 相談(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・就学先の話合い ・発達検査等の持参 ・お子さんの様子観察 							
<p>教育支援委員会 —— 専門家による審議を行います。</p>								
④ 手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・審議結果の受取り ・手続き 							
<p>引継ぎ —— 保護者の承諾を得た上で、指導員が各小学校へ引継ぎを行います。</p>								

そうだんさき
相談先

しやくしょ
つくば市役所 TEL 029(883)1111 (代表) (月-金 8:45-16:30)

※ つくば市役所までお電話ください。担当する課へおつなぎします。

内容	相談先	場所
つくば市の学校について	教育局 学び推進課 / 学務課	市役所 4階
つくば市の特別支援教育について	教育局 特別支援教育推進室	4階
発達に関すること	福祉部 障害福祉課	2階
子育てに関すること	こども部 こども未来センター	2階



子どもの就学先

～特別な支援や配慮を必要とする子どものための学校・学級～



1 つくば市立小学校、中学校、義務教育学校

通常の学級

【手続き】特別な手続きは必要ありません。11月下旬に就学通知が送られてきます。

通級指導教室

つくば市では、入学後に必要に応じてご案内しています。
【手続き】入学後に、学校での教育相談、つくば市教育支援委員会の審査、通級願の提出が必要です。

特別支援学級

【手続き】就学相談後、つくば市教育支援委員会の審査、入級願の提出が必要です。

- ・ 知的障害特別支援学級
- ・ 自閉症・情緒障害特別支援学級
- ・ 難聴特別支援学級
- ・ 言語障害特別支援学級

2 茨城県立特別支援学校

県立特別支援学校

【手続き】就学相談後、つくば市教育支援委員会の審査、就学先確認書の提出が必要です。

県立特別支援学校には通学区域が定められています。
つくば市在住の方は以下のとおりです。

視覚障害教育	盲学校
聴覚障害教育	霞ヶ浦聾学校
肢体不自由教育	つくば特別支援学校
	つくば特別支援学校 筑波・茎崎地区以外に在住
知的障害教育	石岡特別支援学校 筑波地区在住 (秀峰筑波義務教育学校の学区)
	伊奈特別支援学校 茎崎地区在住 (茎崎第一・二・三小学校の学区)
病弱教育	友部東特別支援学校

通級指導教室・特別支援学級の設置学校や各学級での教育内容については、就学相談時にご説明します。

明石市教育委員会では、心身等の発達の遅れ、何らかの障害があるための特別な教育的ニーズを必要とするお子さまの現時点でのよりよい就学先についての相談を行います。

【就学相談本申込に係る相談対象者】

・特別支援学級や特別支援学校への就学についてお考えの方、もしくは迷われている方

● 申込先 在籍する校園（所）

まずは、在籍する校園（所）とよく相談してください。そして、趣旨を十分に理解していただいた上で、お申し込みください。

● 相談先 明石市教育委員会

心身等に何らかの障害があり、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒が、安心して生活や学習ができる適切な学びの場が得られるよう、発達やことばの遅れ、身体の不自由、聴覚や視覚の心配等について相談に対応し、その子の現在のみならず、将来にとってより適切な場を専門的な立場から判断し、保護者に支援・助言をしていきます。

連絡先（078）918-5055

※通常学級への就学のみを希望しているが、学校側と入学前に子どもの様子を引き継ぎたいと言われる場合は、明石市版の「サポートノートかけはし」を活用し、引継ぎを行ってください。なお、その際も在籍校園所を通じて教育委員会にお申し込みください。

☆教育委員会への申込締切 8月19日（月）

● 就学相談本申込の流れについて

- 1：申し込み 在籍する校園（所）に申し込み（6～7月）
- 2：書類の作成 保護者及び在籍校園（所）が作成（6～8月）してまとめて提出

☆教育委員会への申込締切は8月19日（月）

- 3：訪問観察 特別支援学級担任等の専門部員が在籍校園（所）を訪問し、お子さまの様子を観察します。
- 4：第一次判定会 教育支援委員会による書類審査（9月中旬）
- 5：就学相談会 第一次判定結果より、必要に応じて教育相談等を行います。

（2024年度は10/9、10/10、10/16、10/21、10/23の5日間のうち、いずれか1日の午後）
就学相談会の内容

1：市教委からの説明と質疑応答
就学相談の流れ、特別支援教育の現状等について説明

2：教育相談
教育関係者、行政関係者が保護者の相談を受けます。

- 6：第二次判定会 教育支援委員会にて就学先を総合的に判断します。（10月中）
- 7：結果通知 進学先学校長より、保護者の皆様へ判定結果をお知らせします。（11月初旬）その後、保護者、学校長等と就学に向けての相談をします。

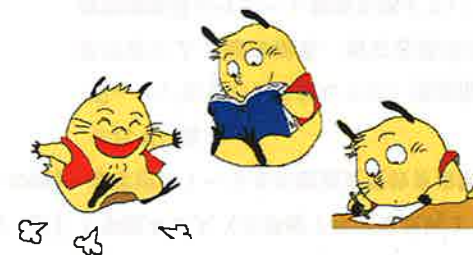
☆特別支援学校入学については11月中旬に決定

- 8：就学先決定 判定と相談内容をもとに、就学先（～12月初旬）を決定します。

☆特別支援学級入級・退級等については12月2日までに決定する。

⑤ みんなで笑顔に

2024年度
教育支援について



明石市教育委員会

お子さまにとって、よりよい成長のための、適切な学びの場を選択しましょう！

● 特別支援学校

一人一人の障害の状態や個別のニーズを考慮し、長期的な視点に立って支援を行います。また、学習環境や内容が整備され、専門の教職員が支援・指導する学校です。地域の子どものとの交流も積極的に行えるよう計画しています。重い障害のある子どもにとって、もっとも適した学びの場であると言えます。

【定員】単一障害：1学級6人 重複障害：1学級3人
【施設】障害の種別に応じて、適切な教育環境を整備。

明石市立明石養護学校 【種別：肢体不自由】

【小・中学部】(2024年度予定)

- ・学校見学 (随時)
- ・体験入学、1月下旬
(希望の方には学校見学時に詳細連絡)

県立いなみ野特別支援学校 【種別：知的障害】

【小・中学部】(2024年度予定)

- ・6月5日(水)～7日(金) オープンスクール
(9時40分～11時40分) 事前申込制
当日、就学教育相談は実施しない。
 - ・7月25日、26日 入学希望者教育相談
(次年度、中学部への入学希望者：小学6年生)
 - ・6月13日、14日、8月5日、6日 就学教育相談
(次年度、小学部への入学希望者：5歳児)
 - ・11月5日、6日(予定) オープンスクール
- ※時間や内容は6月と同じ
☆明石市の就学相談の判定結果を受け、11月中に入学者決定を行う。

*教育の特色や教育環境は学校によって異なります。見学会への参加や支援学校が実施する教育相談を受ける等、直接、学校に出かけて見学することが有効です。

*特別支援学校への入学に際しては特別支援学校の教育相談を受けることが必須です

● 小中学校 特別支援学級

子どもの持つ可能性を最大限に伸ばし、可能な限り自立していけるようにするため、子どもの特性に応じた自立活動や教科学習等の指導を実施していきます。障害の程度が軽度で、学習や生活等に個別の支援が必要な子どもに適した学びの場です。特別支援学級で全授業時間数の半分以上は子どもの特性に応じた学習をすることが原則です。※まなびプランを一人一人に作成して指導を行っていきます。

【定員】1学級8人

【施設】1階にスロープ設置。

【種別】知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、
病弱・身体虚弱、難聴、弱視

※学校によって設置される学級の種別、エレベーター等の施設設備の状況が違います。

【その他】・より支援が必要だと思われる学級に対しては、介助員が配置されます。

・交流、校外行事への参加等、子どもの障害の程度と各学校の教育環境の状況によって内容や方法は違ってきます。

・二次調理(※)は原則給食室では行いません。
就学予定校とよく相談し、教育内容や可能な支援を確認してください。

※二次調理…出来上がった給食に調理器具でさらに手を加え、細かく刻んだり、柔らかくしたりすること。

特別支援学校や特別支援学級に入学や入級を希望される場合、医療機関の診断や療育手帳所有の有無、検査結果などの客観的な判断材料があることが望ましいです。客観的な判断材料を元に子どもの支援を考えていくことが今後の適切な教育的支援につながることをご理解ください。

● 小中学校 通常学級

通常の教育課程に基づいた学習を、集団で行っていきます。集団生活や通常の学習内容におおむね適応できる子どもに適した学びの場です。

LDやADHD、ASD等の特性があり、学習や学校生活に困っている子どもに対して週に数時間程度、特別支援教育指導員による学習支援を実施するなどの配慮を行っています。

【定員】1学級40人(小学校1年生は原則30人)

【その他】・各学校に1～3名の特別支援教育指導員が配置されています。

・困っている子どもに対しては、通級指導(※)、専門家による巡回指導、明石養護学校による教育相談等のサポート体制を整えています。在籍校・学校教育課と相談してください。

◆※通級指導について

通常学級に在籍し、障害の状態が軽い児童生徒に対して、個別指導を中心とした自立活動を行います。(学習の補充ではありません。)障害の状況に応じ、週のうち数時間程度を通級指導教室で、個々の課題に合わせて学習します。まなびプランを作成して指導を行っていきます。

【種別】自閉症、LD・ADHD、言語障害等

(言語) 明石小

(LD、ADHD) 林小 錦浦小 谷八木小 藤江小 朝霧小
二見北小 中崎小 望海中 江井島中

二見中 衣川中 大久保北中

(自閉症) 大久保小

【指導形態】自校通級、他校通級、巡回指導

※まなびプラン・・・関係機関と連携をするための「個別的教育支援計画」と指導の手立て等の詳細を記載した「個別の指導計画」の総称

いばらきパートナーシップ宣誓制度の受領証等の利用先

1 公営住宅

- 以下の公営住宅の入居申し込みにご利用できます。

公営住宅の適用状況

公営住宅 (県及び38市町)	茨城県	取手市	神栖市
	水戸市	牛久市	行方市
	日立市	つくば市	鉾田市
	土浦市	ひたちなか市	つくばみらい市
	古河市	鹿嶋市	小美玉市
	石岡市	潮来市	茨城町
	結城市	守谷市	大洗町
	龍ヶ崎市	常陸大宮市	城里町
	下妻市	那珂市	大子町
	常総市	筑西市	阿見町
	常陸太田市	坂東市	河内町
	高萩市	稲敷市	境町
	笠間市	桜川市	北茨城市(R5.6.1~)

2 医療機関

- 以下の医療機関における面会や手術の同意等の際にご利用できます。

医療機関の適用状況

地域	医療機関名
水戸	<u>県立中央病院</u> , <u>笠間市立病院</u> , <u>水戸赤十字病院</u> , <u>水戸済生会総合病院</u> , <u>水戸協同病院</u> , <u>水戸医療センター</u> <u>水戸ブレインハートセンター</u>
日立	<u>県北医療センター高萩協同病院</u> , <u>(株)日製日立総合病院</u>
常陸太田・ ひたちなか	<u>常陸大宮済生会病院</u> , <u>(株)日製ひたちなか総合病院</u> <u>村立東海病院</u>
鹿行	<u>神栖済生会病院</u> , <u>なめがた地域医療センター</u>
土浦	<u>土浦協同病院</u> , <u>霞ヶ浦医療センター</u> , <u>石岡第一病院 (R5.8.22 ~)</u>
つくば	<u>筑波大学附属病院</u> , <u>筑波学園病院</u> , <u>筑波メディカルセンター病院</u> , <u>筑波記念病院</u>
取手・龍ヶ崎	<u>龍ヶ崎済生会病院</u> , <u>JAとりで総合医療センター</u> , <u>東京医科大学茨城医療センター</u> , <u>つくばセントラル病院</u> , <u>牛久愛和総合病院</u> , <u>総合守谷第一病院</u>
筑西・下妻	<u>茨城県西部メディカルセンター</u>
古河・坂東	<u>古河赤十字病院</u> , <u>茨城西南医療センター病院</u> , <u>友愛記念病院</u>
計	31

※詳細は、個別に各機関あてにお問い合わせください。

3 その他民間サービス等の適用状況

サービス名	適用の内容	備考
民間賃貸住宅における 家族同様の取扱い	同性カップルでの賃貸契約	香陵住販、ケイアイスター不動産、日本レジデンス、グリーンハウス など約2,000事業所 (不動産関係団体に協力依頼)
生命保険の受取人	パートナーを受取人に指定	日本生命、第一生命、明治安田生命、アクサ生命、こくみん共済(旧全労済) など 計27社
携帯電話の家族割引	携帯料金の割引	NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク
自動車保険	配偶者として扱う運転特約	損保ジャパン日本興亜、東京海上日動火災、三井住友海上火災、あいおいニッセイ同和損害 など 17社
住宅ローンにおける 夫婦と同様の扱い	住宅ローンにおける収入合算者(連帯債務者)の配偶者の定義に同性パートナーを含める取扱い等	常陽銀行、足利銀行、東日本銀行、筑波銀行
クレジットカード	家族カードの申込み	楽天カード、オリコカード、アメックスカード
航空マイレージ	マイレージ特典の家族としての利用	JAL、ANA
ロードサービス	家族会員として入会	日本自動車連盟(JAF)
茨城県近代美術館 「友の会」ファミリー 会員を家族同様の扱い	企画展・常設展無料 研修行事参加 等	茨城県天心記念五浦美術館 茨城県近代美術館、 ミュージアムパーク自然博物館
いばらき結婚応援 パスポート「iPASS」	協賛店舗や施設での提示により特典サービス	協賛 約900店舗
県庁職員の福利厚生	結婚祝金や死亡弔慰金の支給、 結婚休暇や忌引休暇の取得 等	

※詳細は、個別に各機関あてにお問い合わせください。

出典：茨城県 Web ページ

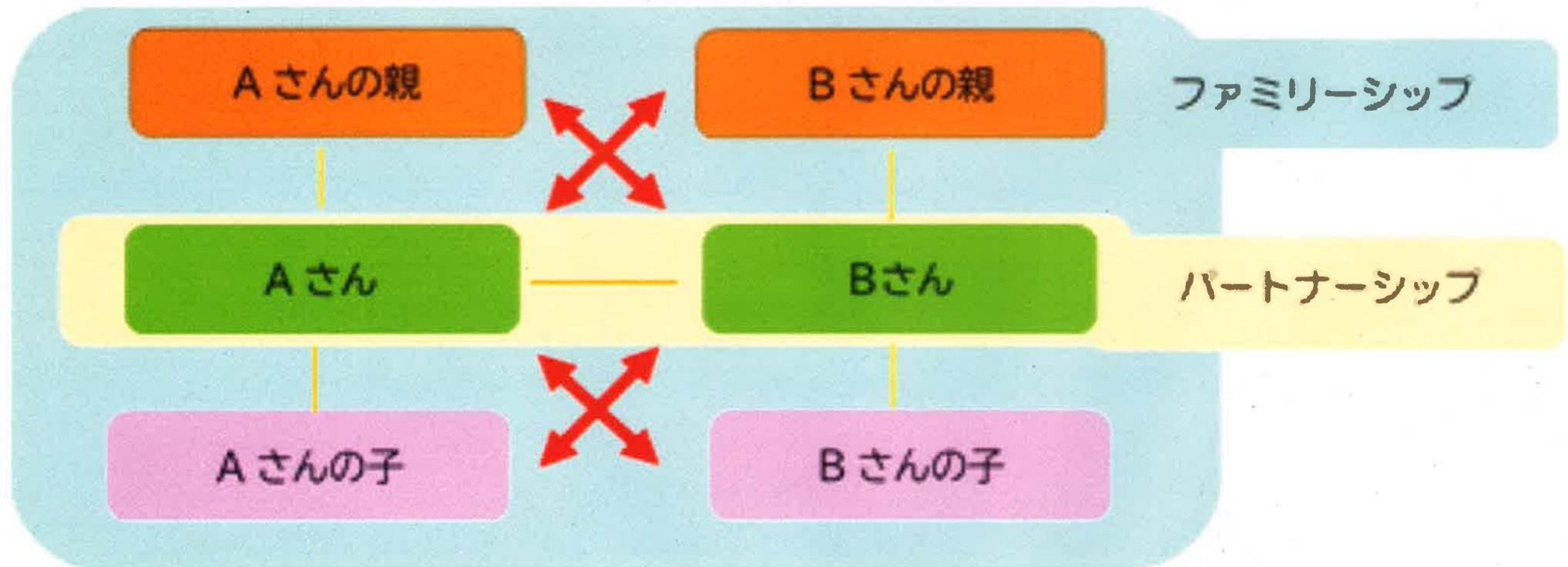
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/jinken/documents/240321.pdf>

受理証明書に記載できる方

パートナーシップにある方とパートナーシップにある方の子（実子・養子）

（※）と親（実親・養親）

（※）未成年者は生計が同じ場合に限りです。



ホーム > 区政情報 > 男女共同参画 > 豊島区パートナーシップ・ファミリーシップ制度 > 利用できる行政手続き・サービスのご案内（豊島区パートナーシップ・ファミリーシップ制度）

利用できる行政手続き・サービスのご案内（豊島区パートナーシップ・ファミリーシップ制度）

ご利用いただける行政手続き・サービス

パートナーシップ・ファミリーシップ届の受理によってご利用いただける行政手続き・サービスは以下のとおりです。（令和6年11月1日現在）

各行政手続き・サービスの詳細については、区ホームページをご覧ください。問い合わせ先までご連絡ください。

子育て

項目	事業・サービス名	所管名・問い合わせ先
子育て	母親学級	長崎健康相談所 (03-3957-1191)
子育て	ファミリー・サポート・センターの利用	子育て支援課ファミリー・サポート・センター事務局 (03-3981-2146)
子育て	おめでとう面接（ゆりかご・としま事業）	子育て支援課 (03-4566-2478)
子育て	里親の認定登録	児童相談課 (03-6758-7918)
親子遊び広場事業	子ども家庭支援センター (03-5980-5275)	
子育て	保育園送迎	保育課 公立・地域型保育グループ (03-3981-2028) 私立保育グループ (03-3981-1823)
子育て	区立幼稚園入園申込	庶務課 (03-4566-2777)
子育て	外国人学校児童、生徒保護者負担軽減補助金	学務課 (03-3981-1174)
子育て	学童クラブ(子どもスキップ)入所申込	放課後対策課 (03-3981-1058)
子育て	学童クラブ(子どもスキップ)入所送迎	放課後対策課 (03-3981-1058)
福祉	特別養護老人ホーム入所申込	高齢者福祉課 (03-4566-2432)
福祉	高齢者理美容費助成事業	高齢者福祉課 (03-4566-2432)
福祉	高齢者自立支援住宅改修助成事業	高齢者福祉課 (03-4566-2432)
福祉	高齢者救急通報システム事業	高齢者福祉課 (03-4566-2432)
福祉	高齢者あんしん位置情報サービス事業	高齢者福祉課 (03-4566-2432)
福祉	寝具類洗濯乾燥事業	高齢者福祉課 (03-4566-2432)
福祉	高齢者紙おむつ等支給事業	高齢者福祉課 (03-4566-2432)
福祉	高齢者おむつ購入費等助成事業	高齢者福祉課 (03-4566-2432)
福祉	豊島区障害者就労支援事業	障害者福祉課 (03-3985-8330)
住宅	公営住宅等への入居申込み	住宅課 (03-3981-2637)
その他	身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免	税務課 (03-4566-2352)
その他	小災害見舞金	防災危機管理課 (03-3981-2100)
その他	防災業務従事者遺族補償金	防災危機管理課 (03-3981-2100)

東京都パートナーシップ宣誓制度との連携

出典：豊島区 Web ページ

<https://www.city.toshima.lg.jp/049/2310191009.html>

令和4年11月1日に東京都と協定を締結しました。

パートナーシップ宣誓等取扱拡大に伴う住民票の続柄変更に係る申出書(世田谷区)

1 制度の概要

世田谷区では、パートナーシップ宣誓又はファミリーシップ宣誓をされた方のお申し出により窓口または郵送により交付する住民票の写しおよび住民票記載事項証明書の続柄欄に「夫(未届)」、「妻(未届)」等と表記することができます。なお、本取扱は世田谷区独自のものです。他の自治体・行政機関で同様の記載を約束するものではありません。

2 申出が認められる要件(以下の(1)及び(2)いずれも満たすことが必要)

- (1) 住民票上、同一世帯であること。
- (2) パートナーシップ宣誓又はファミリーシップ宣誓を行ったことを証する以下の資料を提示できること。

《パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓を行ったことを証する資料》 以下のいずれかひとつ

- (i) 東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書※
- (ii) 世田谷区パートナーシップ宣誓書の写し(受領印押印のもの)または宣誓書受領証
- (iii) 世田谷区ファミリーシップ宣誓書の写し(受領印押印のもの)または宣誓書受領証

※ オンライン申請によりシステム上交付された受理証明書の画面の提示でも可とします。

3 申出に伴う注意事項

以下の内容についてご確認いただきましたら☑した上でご署名ください。

- 性別と異なる続柄の表記は対応できかねます(例:男性に「妻(未届)」、女性に「夫(未届)」の記載はできません)。
- 本申出による住民票上の「(未届)」に係る記載をもって、記載の法的効果が生じるものではありません。
- 他業務や他の行政機関への情報連携においては続柄が反映されず「同居人」又は「縁故者」と通知されます。また、それぞれの制度を運用する行政機関や民間企業の判断が優先されます。
- 申出後の住民票の写しの交付は、各総合支所にあるくみん窓口、出張所の平日の窓口での直接請求または郵送請求の場合のみ受け付けます。「(未届)」の記載のある方は「マイナンバーカード専用証明書自動交付機」「マイナンバーカードを利用したコンビニ交付」及び「他の市区町村の窓口での広域交付」をご利用いただけません。
- 窓口での証明書交付には、1時間程度お時間をいただく場合がございます。
- 「(未届)」の記載で交付できる証明書は交付日時点の現存する住民票に係る証明に限ります。「(未届)」の続柄の修正履歴のある証明書や除票の写しの交付などについては対応できかねます。
- 区外転出の際、作成する転出証明書及び転出証明書情報は、続柄を「同居人」と表記します。
- 国から住民票の続柄の記載について、新たな法整備や解釈の変更、指示、指導等があった場合には職権により続柄の記載を改める場合があります。

4 届出が必要になる場合

申出後に、次に該当する事由が生じたときは、くみん窓口・出張所への届出が必要です。

- (1) 転居届や世帯分離などにより、申出の際に記載した事項に変更が生じたとき。
- (2) パートナーシップ、ファミリーシップを解消したとき。
- (3) 住民票の続柄を「同居人」や「縁故者」に戻すとき。

上記の事項を確認し、住民異動届の届出内容の通り住民票の続柄を変更することを申し出ます。

年 月 日 住 所 _____

氏 名[※]
(世帯主)

氏 名[※]
(パートナーの方)

※自署してください。

職員使用欄 本資料は現本を区が受領、写しを届出者に交付

202411-ver1.2